

## 第 8 回 大町市学校給食あり方検討委員会議事録

日時：平成 23 年 12 月 1 日（木）

午後 3 時 00 分から午後 4 時 45 分まで

場所：大町市役所西会議室

出席者：大町市学校給食あり方検討委員会委員 10 名

事務局：定刻になりましたので、これから第 8 回の学校給食あり方検討委員会を始めたいと思います。それでは、開会を副委員長お願いします。

副委員長：12 月に入り本当に寒くなってきました。お忙しい中お集まりいただき、本日は第 8 回ということで、運営管理についての検討や放射能の関係があります。委員の皆様からご意見を頂戴して慎重に協議してまいりたいと思います。それでは、開会いたします。

事務局：続きまして、教育長、挨拶をお願いいたします。

教育長：改めまして、こんにちは。今、副委員長さんからもありましたように 12 月を迎えて、山もだいぶ白くなってきて、そこまで雪が来ようとしています。私たちにとっては、雪というものは、ある意味では片付けなければならないものでありますが、一方では、これがこの地域の水を供給してくれる大変貴重な資源であるともいえるわけです。

委員の皆さんには、学校給食のあり方についての様々な課題について、昨年来、検討をさせていただいております。今回は、8 回目の委員会ということで、本日もご協議いただく放射能問題も含めまして、食の安全ということと、安全な給食をどのように提供するかという、大変大きな課題がございます。とりわけ子ども達の成長に大きな影響を与える学校給食について、安全で安心な給食を提供することが、真っ先に取り組まなければならない課題だと思っております。そのような様々な課題についてご議論いただいております。少しずつまとめる方向に向かっていただいているのかなと思っております。

事務局でも皆さんのご意見を確実にまとめられているのか、大変苦慮しており、心配であります。私どもとしては、皆さん方が率直に、今までいろんな場面で体験されたり、情報収集されてきたことを含めて、ご意見を出していただいて、おまとめいただき、そして、私どもに報告を頂いて、教育委員会で広く検討させていただいて、将来の大町の子どものために方向を見出していきたいと思っております。そのように願っているわけでありまして、このような主旨をお汲み取りいただき、それぞれのご意見を出していただいて、新年ぐらいには一定の方向を出していただければと願っているところであります。

大変お忙しい中、そして寒い中、ご参加いただいたことにも感謝申し上げて、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それから、大変恐縮ですが委員長の挨拶をいただきましたら、退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局：続いて委員長、ご挨拶をお願いいたします。

委員長：ご苦労様でございます。これまでに8回、給食あり方検討委員会ということで、私どもは色々な事項につきまして、暗中模索といいますか、試行錯誤といいますか、コツコツと積み上げており、およそのところこの辺かなという見当だけは付けてきております。そのことをどのように仕上げて言うかということが、今後の課題であります。一生懸命、これまで積み上げてきたものを、再度、検討し直して、できるだけ良いものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

事務局：協議事項に入りたいと思っております。それでは、進行を委員長お願いします。

委員長：それでは、私の方で会の進行をさせていただきます。協議事項の1番目、検討項目のまとめについて、事務局から説明をお願いします。

事務局：開催通知と共に、検討項目及び検討結果の23年12月1日版ということで、資料を事前に配布しております。第7回の委員会でご指摘のあったところ、全体的な方針や管理運営の項目について、事務局でまとめたものを配布してあります。あと1回で、予定している委員会が終わるということですので、これまでのところで各項目ごとに、(2)がその基本方針となっておりますので、その部分がよろしいのかどうか、ご検討をしていただきたいと思っております。

事前に配布してありますので、既にお読みいただいていると思っておりますが、再度読み上げた方がよろしいでしょうか。

委員長：要点だけでいいので、お願いします。

事務局：了解しました。7項目ある内の1番目、学校給食の目標及び基本方針についてです。この項目につきましては、副委員長からご指摘がありました、学校給食法の目的ということで、その部分を状況の中に入れていただいて、2ページの基本方針でまとめてあります。

「学校給食法の目標を踏まえて、以下の項目を大町市の学校給食の基本方針とされたい。児童生徒の健康の増進、体位の向上及び正しい食習慣の形成を図る。栄養管理や望ましい食生活形成に関する家庭の教育力の活性化を図る。食についての衛生管理を体験させる。児童生徒に集団生活を体得させ、協同・協調の精神を身につけさせる。児童生徒間や教師と児童生徒の心の触れ合いの場を作る。食や栄養に関する正しい知識を身につけ、自らの食生活を判断する能力を習得させる。地産地消の推進や郷土料理などを通じて、地域の食材や食文化に触れることにより、自然の恵みに感謝する心や郷土愛を育む。」

1番目については、その様なまとめにしてあります。1項目ずつ確認をお願いしてよろしいでしょうか。

委員長：事務局から、説明がありました。このことで、ご質問はございますか。ご質問やご意見を伺って、最終的な取りまとめとしたいと思っておりますが。

副委員長：上から4と5ポツ目です。児童生徒に集団生活を体得させ、協同・協調の精神を身につけさせる点と、児童生徒間や教師と児童生徒の心の触れ合いの場を作る点についてですが、これは学校における教育の立場からの指導というか、あり方の中にはいるのかなということですが、国で示している目標と照らし合わせると大町の環境とか自然の豊かさについて、子供たちにもつ

と環境づくりや自然の尊さというものの気持ちを伝えていくには、どこかに入れたいということで、この2つをどこかに入れて、国の示している食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことについて、大町として目標に入れた方がいいのではないかと思います。その点についてご検討いただきたいと思います。このままの文書でなくとも、大町として水や豊かな農作物、地産地消とも関係するのですが、子ども達はその恩恵を受けているという大切さを大町市としても盛り込んだ方がいいのではないかと思います。

それから、食料の生産についてですが、放射能との関係もありますし、非常に大切なことだと思います。地域の特産物の関係もありますし、世界的なレベルの中で大町はどうなのだろうか、これから子ども達が健康に育つためには、地域食料の生産や流通、商品の問題についても、学校給食でも大切なことなので、この方針の中に含めていただければと思います。

委員長：長野県の食材について、もう少し具体的に入れたらどうかということですが。

事務局：基本方針の4番目と5番目をまとめて、その他に環境保全や大町市の資源についての目標的なものと、流通に関して食料の生産についての項目を加えるということによろしいでしょうか。そのことについて、事務局でまとめて確認いただくということをお願いします。

委員：学校給食の基本方針の最後に、地産地消の推進や郷土料理などを通じて、地域の食材や食文化に触れることにより、自然の恵みに感謝する心や郷土愛を育むとなっていますので、自然の恵みに感謝する心という部分をそちらの方に入れて、郷土だけの項目としたらどうでしょうか。そのほうが、スッキリしていると思うんですが。

委員長：では、そのようにお願いします。切り離したほうが、スッキリしますのでお願いします。

事務局：一番下の項目に自然の恵みの感謝について、先ほど、副委員長が言われた環境保全を含めてということで整理したいと思います。

委員長：郷土料理や伝統的な食文化についても切り離して、やってみてください。その他にはございますか。なければこの項目は、ご賛成いただいたということで、よろしいでしょうか。

異議なし

委員長：それでは、次の項目についてお願いします。

事務局：2番目は、学校給食の管理運営についてですが、協議が必要な項目ですので、最後にさせていただいて、4ページ目の施設整備についてになります。基本方針を読み上げます。

「各学校の給食施設については、学校の大規模改修等に併せて改修計画を立て、有利な補助金や起債などを活用して、効率的に整備を進める方針とされたい。また、今後の少子化による児童生徒の減少についても考慮し、学校毎に適正な施設改修が実施されるよう施設整備計画を策定されたい。」

以上ようになっております。

委員長：施設整備については、どうでしょうか。

事務局：施設整備につきましては、これまで第3回の委員会から委員のみなさんからご意見をいただくようにしているのですが、そのままでもいいのではということでした。

委員長：よろしいでしょうか。ご質問やご意見があればお願いします。これでよろしいでしょうか。

異議なし

事務局：5ページの食育の基本方針です。

「食育については、心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けるために、市全体で食育に関する統一目標を立て、小中で一貫した取り組む方針とされたい。その際に、学年別に子どもの実態や食事の調査、保護者からの意見等を十分勘案して、食育に関する計画を策定されたい。食育は、家庭が基本となるため学校だけでなく、各家庭においても食育について積極的な取り組みとされたい。」

ということであります。

委員長：食育については、学校だけでなく家庭でも積極的に取り組んでいただきたいというご意見がございましたが、そのことも取り入れてありますね。そのほかに、ご意見はございますか。

副委員長：大町の食育推進計画が策定されました。そのことと学校給食とのすり合わせ、その共通点が出ております。問題点などをもう少し判りやすくされると、より強く、これからの食育について明確になるのではないかと思います。

食育ですので、食に関する指導がございます。前に差し上げた資料がお手元にありますでしょうか。大町市の学校給食食育の推進のところで、大町市の食に関する全体計画で、色々な資料がありますが、頭のところに、食から始まる健康づくり、大町市の食育推進計画の基本理念というものがあります。健やかで心豊かな大町っ子、そこに目標が5つあります。早寝早起き朝ごはん、食と健康の関係を理解しバランスよく食べる、食事作りに関わる、教育フォーム等の体験活動を通じて、食べ物を大切に作る心や食に関わる人々に対して感謝する心を育む、人と楽しく食べるためのマナーを身につける、この5つが大町市の食育推進計画の基本理念になっています。そのことと、学校給食の食とうまく合致していくと、ピシッとなっていくのではないかなと思います。私の希望としては、学校における食育、食に関する指導というものが挙げられております。このことは共通点ですが、そこに、(1)から(6)で学校全体における指導目標というものは、こういうものですよというものを、ここに掲げておけばいいのではないかなと思います。そうしますと、見られた方も大町は、このように取り組んでいるのだなと、食に関することについてはこんな狙いでやっているんだなと、そのことが見えてくると思います。食事の重要性とか食品を選択する能力、心身の健康、感謝の心、社会性、食文化、この6つが食に関する指導に盛り込まれることとなります。このことをどのように実践していくか、ということになると思いますので、基本方針のところに載せていただければと思います。

委員長：日常生活に関わる部分もだいぶ入っていますが、上手く擦り合わせできますか。

事務局：現在の状況のところで、大町市食育推進計画について、概要をお示しして、基本方針のなかに、先ほど言われた食育、食に関する指導の1から6までの項目を入れて整理すればよろしいでしょうか。

委員長：現在の状況とのダブリは出てきますか。

事務局：上の部分の基本理念を現状に入れて、細かい部分の食に関する指導等については、基本方

針に取り入れればできると思います。

副委員長：学校給食法が改正されましたので、その部分によるということを強調して、より大勢の方の理解を得られるように、お願い致します。

委員長：それでは事務局で、そのようにまとめをお願い致します。その他にございますか。なければ、今の部分の修正をお願いして、食育についてはまとめとしてよろしいでしょうか。

異議なし

事務局：次は、衛生管理ということで、基本方針は7ページになります。読み上げます。

「学校給食においては、何よりも安全性の確保が求められることから、全ての学校給食関係者が衛生管理における意識を共有するとともに、それぞれの役割を確りと認識して、互いに連携・協力し、さらなる安全性の確保を図る体制を整備する方針とされたい。そのために、給食関係者一人一人が衛生管理等を徹底できるよう定期的な講習会を実施するとともに、衛生管理・食品管理、事故発生時の対応マニュアルを作成し、市内で統一した取り組みとされたい。」

ということです。

委員長：この項目については、いかがですか。

委員：現在の状況の調理献立のところで、おかしな表記があるんですが、「果物以外の食材は、加熱処理を原則としているが、和え物は、二次汚染防止から実施していない。」となっているんですが、生ものの和え物という意味ですか。生ものの和え物を行っていないのか、和え物を行っていないのか。

事務局：実際には、どのようになっているんですか。

委員：生ものの和え物は、行なっていません。

事務局：それでは、生ものの和え物については、実施していないというように、訂正いたします。

副委員長：基本方針のところで、学校給食においては何よりも安全性の確保が望まれる、これは当然なことですが、学校給食法が改正されたと同時に、学校給食の衛生基準というものも改正されました。そのことを表記しておいたほうがいいのではないのでしょうか。学校給食においては、学校給食衛生管理基準の改正に伴い、安全なというようになれば、より良いのではないかと思います。管理者側の適切な管理基準が盛り込まれておりますので、改正に伴ってということを入れていただければと思います。

事務局：現在の状況の部分に、学校給食の学校給食の衛生管理の基準と定期及び日常の衛生検査の点検票に基づいて衛生管理の徹底を図るといった表記がありますので、そのことを踏まえた上での基本方針としてありますので、ダブルでもそのことを強調してということであれば入れますし、どうすれば良いでしょうか。

副委員長：徹底をしていくということが大事だと思います。改正で管理者の責任が明確にされたということなので。

事務局：それでは、衛生管理基準に基づいて安全の徹底を図っているというような文面を入れてまとめるとということをお願い致します。

委員長：どの部分に入れますか。

事務局：はじめの学校給食においては、というところに入れればいいのかと思います。

委員：先ほどの、果物以外の食材の部分ですけれども、果物については流水で3回以上洗っている場合もありますし、状況に応じては消毒も行っているのです、そのことも含めていただければと思います。

委員長：そのことも追加をお願いします。その他に何かありますか。

委員：衛生管理に含まれるか判らないですが、食材についてですが、この前、放射能の関係で要望書が出た時に、市からの回答の中で、食材の産地を公表していただけることになりました。そのことを、現在の状況に入れてもいいのではと思いました。

事務局：お配りしてある資料は、7項目までですが、8項目目として放射能対応という項目を設けるとのことだったと思います。その部分については、確りのご意見、ご協議をしていただいていけませんので、まとめをしていないんですが、その項目で入れればどうかと思います。こちらに入れるということであれば、この項目入れますしどうしましょう。

委員：そういうことであれば、その方がいいですね。

事務局：それでは、8項目目として、放射能に関する学校給食の対応というような項目の中で、産地の公表について表記したいと思います。

委員：の保存食についてですが、マイナス20以下で冷蔵庫に入れ2週間以上保存して、となっていますが、冷凍庫に訂正をお願いします。

事務局：すみません。訂正いたします。

委員長：腸内細菌で、腸内出血性大腸菌O-157だけでなく、今は他にもたくさん出てきていますから、O-157その他を含めてという様にして。

委員：聞いた話なんです、ノロウイルスというのは正式名称ではないと聞いたことがあるんですが、もっと長い名前だと聞いたことがあったんですが。

委員長：ノロウイルスというのに統一して変えてしまったんです。前には、いろいろと名前がありました。それと、ウイルスの方は、通常の検便の検査では合わないんです。普通の検査機関ではできないものですから、通常の検便検査では行っていません。長野の衛生研究所に持っていかないと保健所ではできません。そういうことなので、一番必要な大腸菌とO-157を検査するということになっています。

委員：以前に聞いたことがあったので。

事務局：名称は、このままでよろしいでしょうか。

委員長：そのままをお願いします。その他は、よろしいでしょうか。

異議なし

事務局：6番目のアレルギー児童生徒の対応についての基本方針、8ページです。

「今後、アレルギー児童生徒が増えることが予想されるため、アレルギー対応の施設改修と専門の調理員の配置について検討をされたい。アレルギー児童生徒に対して、市内で統一した対応となるようアレルギー対応のマニュアルの作成をされたい。」

ということです。

委員長：されたい、という結びですか。

事務局：報告書として教育委員会にいただくということになりますので、このような形にしてあります。

委員長：この委員会からの要望ということですか。

事務局：そうなります。今までも、各学校で独自の取り組みとか保護者と連携して、きめ細かに対応しているんですが、施設改修とか専門調理員の配置とか、その様なことが問題、課題であるとお話いただきましたので、基本方針として入れさせていただきました。

委員：今お読みいただいたところは、(2)になる訳ですね。

事務局：そうです。

委員：専門調理員というのは、どのような人を指して専門調理員というのですか。アレルギー対応だけをする調理員なんですか。

事務局：これまでの委員会で、アレルギー対応が非常に大変で、手がかかるということで、調理員だけでなく栄養士も調理に携わっていることがあるということから、既存の今配置されてる人数に加えて、アレルギーの対応が必要な児童生徒数に応じて、調理員を補充といいますか、対応をするようにという意味合いです。

委員長：アレルギー専門の調理員という人は、あるんですか。

委員：ないです。アレルギーに対しての知識をちゃんと身につけた人ということなのか、ただ、アレルギー食に対応するための人ということなのか、どうなんですか。

事務局：委員さんから、アレルギー対応が大変なので専門の調理員の配置を、という意見がありましたので、その様に表記したということです。この部分が、実情と合っていないということでしたら、どのように変えるかご意見を頂ければと思います。

委員長：アレルギー専門の調理員というのは、ありえないと思います。表現を変えた方がいいと思います。

事務局：栄養士とも相談して、専門の調理員の配置というところを、アレルギー児童生徒に対して適正な調理員を配置するとかの表記を検討したいと思います。

委員長：その表記については、検討いただいて、その他の部分はいいでしょうか。

異議なし

事務局：7番目の地産地消ということで、9ページになります。

「地産地消については、地域の生産者や生産者組合、納入業者等と連携強化を図り、情報交換を密にし、これまでどおり積極的に取り組とされたい。各調理場は、生産者に対して、必要な食材の種類や量、使用時期等の要望事項を伝えるとともに、生産者から地場産物の生育状況や収穫時期、流通の状況、新たな食材に関する情報を得て、意思疎通を図り、信頼関係を構築されたい。児童生徒に対しては、地場産物を給食に使うことの意義や効果を伝え、積極的な関わりを指導されたい。また、地場産の農作物が不足する冬場の食材調達方法については、食材の保存方法を含めて生産者等と協議されたい。協力者を増やすために、調理場の取り組みを家庭や地域に発信して、農業に携わっている保護者や地域の方々の協力の掘り起こしをされたい。」

ということであります。

委員長：地産地消を進める上で、一番議論となったのは、年間通して地域で採れたものを利用して出してほしいという要望がありました。従いまして、保存方法について記載がございますが、どこでもやっていることは、低温の冷凍施設を作って、年間通じて保存をしておいて、ご要望があればお出しするというところで、一生懸命取り組んでおります。この表現でいいのかという気はしますが、後で、放射能のところに出てくるとは思います、一番安全だと思われるこの地域の食材を利用してもらうということになりますと、保存の方法を考えておかないと十分に提供ができないということになります。児童生徒の安全安心という立場からしますと、その部分が問題になるのではと思います。それぞれの生産者も一生懸命やっていますが、検討委員会からも保存方法については、是非、積極的に努力をしてほしい、設置の要望についてもお願いしたいと思います。もし、入れられるのであれば、入れていただければと思います。

事務局：保存についての要望を、もっと強めにということで、表現を変えてまとめたいと思います。

委員長：その他には、ございますか。よろしいでしょうか。

異議なし

事務局：3 ページ目の管理運営の項目です。

委員から前回まとめとして出したものですが、民間への業務委託がいいとの発言がなかったのに検討されているというご意見をいただいていたんですが、3月と6月に管理運営について、意見が委員会で出なかったところもあるので、文書でお願いしたいということで通知しまして、それぞれの委員さんから提出していただいたという経過があります。それをまとめて、第4回の委員会で、皆さん資料をお持ちだと思いますが、第3回までのまとめということで、委員の意見として出してあります。そここのところの委託については、「既に、教育委員会で経費削減に努めながら自校方式を継続すると方針が出されており、現在の社会情勢からしても一部業務委託による経費削減はやむを得ない選択である。」というご意見と「正規調理員の補充が難しい状況では、業務委託の検討をしてもいい時期だと思う。」「業務委託する場合には、契約書、仕様を作成する場合には、専門的知識を持った人から意見を聞くことが大切である。」「業務委託をする場合は、保育園との調整が必要である。」「若い栄養士や臨時の栄養士が多い中、給食管理運営をするにあたっては、委託の方がやりやすいと思う。」「業務委託については、各校の栄養士の意見を聞いてもいいと思う。」「自校直営方式で管理運営をしていただきたい。」という意見が出されていたものですから、このようなまとめになったということで、お願いしたいと思います。

それでは、基本方針を読ませていただきます。

「運営方式全般については、これまでどおり自校方式を継続させ、できる限り栄養士には正規職員を配置するとともに、調理員は状況により臨時職員等を配置し、安全で安心な学校給食の確保と運営に努める方針とされたい。調理業務については、直営方式が望ましいが、正規職員と臨時職員の構成比や衛生管理や食品管理の徹底などから、今後の適正な学校給食の運営を図るために委託についても検討を行うこととされたい。調理業務を委託される場合には、委託時の課題や問題点等について詳細に検討し、PTA や保護者、学校関係者等とも十分に協議して、その理解

を得たうえで、自校直営方式と同様の学校給食が確保されることを前提として実施されたい。  
給食調理員については、食数や施設・設備等を考慮して、適正な人員配置をするとともに、アレルギー児童生徒への対応として、専門の調理員の配置について検討されたい。」

以上です。

委員長：いずれにしましても、この委員会では、自校方式を原則として、堅持をしてほしいと要望しているんですが、それがどうしてもだめだったら、どのような条件を付けて一部委託をするかということ、検討していただいて、このようなまとめになったということですが、何かご意見はございますか。

委員：いま、自校方式とおっしゃいましたが、自校直営方式ですよ。

委員長：はいそうです。失礼しました。自校直営方式です。

委員：それが基本ということですよ。それが書いてないですね。自校方式となっています。

委員長：そのように入れてください。

事務局：どの部分に入れればいいでしょうか。基本として自校直営方式とするということで、その様に修正いたします。

委員：それから、先ほどの3月と6月の意見ですが、公開が前提の検討委員会ですので、その意見も全部記名で上げていただきたいです。情報公開請求をよっぽどしようと思ったんですけども、私は、ここの委員ですので、その必要はないと思って、お願いしたいと思います。

事務局：それでは、郵送します。記名につきましては、封書で届いているものですから、判るものと判らないものがあるのですが。提出されたご意見は、全部あります。それを事務局でまとめたので、それをお配りします。それで、よろしいでしょうか。

委員：名前が判らないということですので、この中で業務委託をした方がいいと思っている方は、どのくらいいらっしゃるのか、どのような意見なのかお聞きしたいのですが。

議事録の中には、一言も誰も業務委託がいいということをおっしゃった方は、私の記録の中にはないんですけども、それが、第7回の時に急に一部業務委託の方針となるようなまとめ方になっていて、とてもびっくりしたんですが、私の放射能に関する意見の一番下のところに書いてあるんですけども、そのことについて事務局で先ほど説明していただいたんだと思いますけれども、業務委託がなぜいいのかということが、全然わからないまま、業務委託の部分になっているので大変びっくりしました。それで、第7回の時にいろいろ聞いたんです。業務委託というのが、炊飯ぐらいなのかな、一部というとても判りにくくて、今までは、炊飯が委託だったので、そのことが業務委託ということなのか、八坂のように調理業務全部なのか。そのことについて質問しましたら、八坂のようになると議事録にも載っていると思うんですけど、お答えいただいたので、そのことでもびっくりしているんですけども。食育や衛生のことなどを話し合う中で、業務委託がいいということでしたら、この委員会で話し合われた内容だと思うんですけども、その流れが判らないので、その様な意見を上げた方がいらしたら、説明をお願いしたいと思うんですけども。

委員長：あの時の意見としては、一部調理業務委託が適当な場合があるとか、一部調理業務委託に

しなければやむを得ないのではないかと、という意見もあるということではなかったですか。という意見もあるという紹介の仕方だったですね。

委員：そのことをお聞きしたいんです。

委員長：今回は、それを入れていませんよね。そのような意見もあったという紹介でしたので。

委員：調理業務を委託される場合にはと書いてあるので。

委員長：そうならなければならない状態の時には、厳正な注文をつけようということです。

委員：それと、2点目は、保護者や学校関係者とも十分協議してという意見も、この委員会の中で聞いた覚えはないんです。

事務局：実際には、委託についても第4回に送付した資料を見ていただければ、判ると思うんですが、この意見については、委員からの意見ということで、先ほど読ませていただいたものを含めて、いろいろ載っています。その時から、委員会から出たもののまとめとしてご説明してきておりまして、第7回の時に、賛成だとか、やむを得ないとかという意見が出なかったということは、あれですけど、委員から出された物でまとめたということは、そのとおりだと思います。

委員：その意見は、この場に出たものではなくて、無記名の意見文でしたよね。公開されていませんよね。誰が出した意見なのか公開されていませんよね。

事務局：そうですね。委員さんから頂いたものをまとめたんですが。

委員：公開の検討委員会というのが前提ですので、記名で意見を上げるべきだと思います。そうでなければ、やらせだって出来る訳です。そんなことはしないって、信じていますけれども。

委員長：委員さんの意見ですけども、入札だったらこちらの厳正な要求で仕様書を作るけれども、それは難しいという話でしたね。業務委託が絶対だめだという話ではなくて、業務委託する場合にはこうしなくてはいけないという条件の提示だったので、いいんではないですかね。

委員：もしされる場合は、プロポーザル方式という話がありました。そのような意見はありましたけれど、PTA、保護者とも十分協議してという意見にはならなかったと思います。

事務局：これは事務局でまとめたものですので、この部分を削れということであれば削りますが。

委員：事務局の考えということですか。

事務局：事務局の考えというか、話の中から実際にやるとすれば、一方的に決めてもらっては困るということから、その様にしたんですが。

委員：それは、陳情が上がったからではないんですか。陳情書の中には、入っていますよね。この委員会の中では上がっていないと思うんですが。

事務局：削れということでしたら、削ればいいと思います。この部分については、理解を得る上でも必要ではないかということで載せたんですが、そうでないということであれば削除すればいいと思います。

委員：もし、今回の委員会で載せた方がいいというのであれば、その方がいいと思いますが、業務委託がいいという話がこの委員会で出なかったということを私がいいたいことなんです。

事務局：先ほどと同じ話になるんですが、3回目の委員会から意見をまとめて、意見をいただいてということでもまとめたものを出してきておりまして、その時には反対という意見はなくて、昨日、

FAX をもらって、その様なご意見を頂いて、先程から説明した通りということなのですが、それがいけないということであれば、その部分を抜けばいいと思います。

委員：そういう訳で、一部業務委託ということを私も勘違いしておりまして、炊飯だけなのか、調理業務全部なのか。

事務局：委員会の意見として、この部分はいらぬよとか、こうした方がいいということを決めていただければ、そのようにして報告書としてまとまると思いますので。

委員長：それでは、この場で委員の皆さんにお諮りして、これでいいですか、それでは了解しましょうということには、業務委託をしましょうということにはなっていませんね。

事務局：業務委託をするというようにはなっていません。先ほどからの話の繰り返しになるんですが、やむを得ない選択であるという意見もあって、入れたということですので。

委員：記名で提出された意見でしたら、認めますけれども、そうでなければ、私は認めません。公開の検討委員会ですから。

事務局：委員会で、決めていただければいいと思います。

委員：あと1回、2回の委員会でそのような意見が出れば。

委員長：そういう意見が出たらしいというか、出ましたということは、皆さんに承認していた部分から削りましょう。

事務局：どのようなまとめにすればいいでしょうか。委員会としてのまとめですので、自校直営方式でいきますということの文面にしておけばいいですか。

委員：私も、途中、何回か出席できなかったこともあったんですが、委員さんがおっしゃるように、このことを確りと揉んだという経緯はなかったと思います。ただ、場の流れとして、この様な話が出てきて、このことが一つの議案でないから、だめだと言われれば、それまでですが、議案として持ち出されなくて、その場の議論として一部業務委託については、そうはいつでも、長い目で見れば必要だよ、という様な話し合いというか、話が出たという認識では、私はいます。

委員長：参考のためにというか、この様な意見もありますという紹介程度ものはありましたね。

委員：そのことを報告書に載せるか、載せないかは別の話ですが、私の中の認識としては、長い目で見ていった時に、前の議事録を見ていただければ分かると思いますが、これから先、10年20年を見ていった時に、どのようなことになるかといった時に、その様なことも必要だよ、ということ、私も言った記憶もありますし、その様なニュアンスだったかもしれませんが、その様な話ではなかったかと思います。流れとしては、その様であったと認識しております。

委員長：これまでの過程は、その様なことだと思います。

委員：私は、議事録を見直したんですが、その様なことはなかったと思いますが、委員から出た意見としては、事務局からは出ていました。

委員長：このような意見が出ましたということは、議事録に出ていますよね。最終的には。

委員：委員から意見を募集した時のものを、記名で載せて下さいという意見もお出ししているんですけれど、そのままになって今日に至ったんです。

委員長：最終的には、どうしましょう。そんなに心配なされることが、この中に入っているのです

か。業務の一部委託を検討するという部分ですか。

事務局：それ自体も委員会のまとめとして、自校直営でいくということであれば、調理の一部委託についても話し合っていたんですが、一段目のまとめとして、自校直営方式としてということであればその様にしますし、今、委員さんが言われた様な認識もあるということで、委託についても触れておくということであれば、その様にまとめとしますので、委員さんの方で決めていただければと思います。

委員長：19年を目途に中学校から検討を行うという、以前の方針はあったんですね。

事務局：それは、16年度に出した市と教育委員会の方針ということですから、それは現在も生きているんですけども、それとは別にこの委員会ではどうするかというのは、別問題だと思いません。現状を踏まえた上での協議ということにはなりますが、あり方検討委員会として委託について入れるか入れないかの協議をいただければと思います。事務局で決めるわけにはいきませんので、まとめはしますが、委員の意見でどうするか決めていただければと思います。お一人ずつどうすればいいのか、聞いていただければと思います。

委員長：このことは、調理員の配置の関係から出てきているんですね。

事務局：現状の説明をする中で、19年から中学校から委託の検討ということがあったので、どのようなことなのかということで、事務局から説明をしたということです。

委員長：業務の一部委託を検討するという部分を削ると、2番の項目はなくてもいいということになりますか。

事務局：本日の協議で、先ほど自校直営方式にというように、1段目が変わりましたので、2段目は調理業務と話が変わりますので、その部分を全部削除して、一段目だけとするのかということだと思っております。

委員：市の方では、正規職員が辞めた場合に臨時職員で対応していくということは、この先、運営を直営の自校方式とした場合にも、その体制は変わらないということですか。

事務局：教育委員会だけで決定することではないので、職員の定数管理ということになると庶務課、市長部局になりますので、そちらの方では新規採用はないという方針だと思います。

委員：そうすると、今後も正規職員が退職した場合には、臨時職員で対応していくということですね。

事務局：現状の方針では、そうなります。

委員長：検討委員会ですので、市役所、教育委員会の意向とは関係なくということ。

事務局：委員会の意見として、結論を出していただければと思います。

委員：しかし、構成比が変わってきています。その状況で、安全でおいしい給食が今後、提供することができるのかについて、不安というのが拭い去れないです。そういうことを考えた時に、検討しなければならない時期が来ると、私は思うんです。今の状況で、どんどん正規職員が辞めて臨時職員で補って行って、アレルギーの子供さんが増えてきたり、代替職員の確保ができないということなので、何か、委託ということではなくても、直営で自校方式で継続していける方法があるのであれば、その方法も検討していただきたいですし、それもないということになると、業

務の綱渡り状態、綱渡りで仕事をしていくのかなと考え、とっても不安です。

なので、できれば検討はしていただきたいと思います。だからといって、委託をするということではなくて、やむを得ない状態についても考えなければいけないと思うんです。今は、正規職員もいてなんとか現場も回っている状態ですけど、臨時職員がほとんどになってしまった時に、誰でもいいのならばいいんですけど、専門性が必要なんです。調理ができなければいけないし、衛生管理もできなければいけないので、誰でもいいということならば人は集まるとは思います、事務局に聞くと臨時の応募もあまりないということですので、検討していただくとありがたいと思います。直営方式を続ける検討と、それがダメな場合の検討をしてもらいたいと思います。よろしくお願ひいたします。

委員長：委員からのお話では、検討することは入れておいてもらいたいということですよ。

委員：直営方式でいける方法があれば、それも考えていただければと思います。何らかの工夫が必要だと思ひます。

事務局：議事録にもあると思ひますが、すべての調理員が正規職員となれば、問題はないと思ひますが、物理的に、制度的に無理ということがあるので、自校方式を継続するうえでは、どのような形が一番いいのかといったことのお話をしたということから、皆さんからのご意見を伺ったということだと思ひます。

委員：栄養士さんの大変さとか、定数の問題とかの説明は伺ひましたので、最もだと思ひましたけれど、正規職員を採用することは無理なのではないでしょうか。

事務局：現実には、定数の問題であるとか、国からの指導等がございまして、その様な状況にはないということですよ。

委員：それでは、臨時職員の待遇改善というかして、人員の確保とかということではできないでしょうか。待遇改善は無理なのではないでしょうか。

事務局：教育委員会だけで、何と申ひますか、職員の賃金に係る部分は、市長部局との関連性もありますので、ここでいいとか悪いとか、即答はできかねます。

委員長：検討機関ですからね。ただ、このような意見がある訳ですから、検討するぐらいの意見は入れておいた方がいいのではないではないでしょうか。

委員：栄養士さんは、業務委託だけでなく、自校を続けていくための検討をとということですよ。何とかしてほしいということは判ります。

委員：今の現状を何とかしてくれるのであれば、直営だろうが、委託だろうが、どっちでもいいんです。人の確保の問題だとか、そういうことを確りやってくれるのであれば。直営だろうが、委託だろうが来てもらえる人の問題なので、それについては、ふたを開けてみなければわからないので、委託がいいのかもしれないし、悪いのかもしれない。直営がいいのかもしれないし、良くないのかもしれない、それは、やってみないと判らないんです。いい人が来てくれれば、現場が問題なく回るとということですよ。今の現状を考えていただいて、検討していただければと思ひます。

委員長：この委員会では、全体での承認ということが大原則ですから。皆さんに理解していただ

いて、どうするかということになればと思います。

副委員長：整理してみたいと思うんですが、委託については、ひとつには人の委託、もう一つとしては、現在も米飯の委託をしています。調理の業務の一部です。ご飯を作っていただいて配送していただく。パンや麺もそうです。そのことから、すべて直営ではなく、一部委託なんです。八坂に私たちが見学に行きました。八坂のセンターでは、お米は自分でやっている訳です。美麻はどうでしょうか。

事務局：美麻も自飯です。

副委員長：そういうことを考えると、一部業務委託ということ幅広く考えると、お米を持っていただいて炊いていただいて、配送していただいてあります。パンもそうですし、麺もそうです。もっと言えば、牛乳もそうです。ところが、学校給食のおかずは、学校で作っているということです。そこに、人的な問題が出てくる訳です。そのことがずっと議論されていて、臨時の方が不安定になってきて、今の情勢ですと、私も経験しましたが、人をお願いするのに、その土壇場になって、今日は来れないですと連絡があると、現場は本当に大変なんです。

そういった中で、考え方をちょっと変えて、人員の確保ができる委託ができ、衛生管理も確りとした専門の調理員をお願いしてきていただくという考えを、今の状況ではとても大変ので、校長先生からも大変だという話をお聞きしました。これが事実なんです。それを、どのようにしたら安全で安心の調理ができるかというところの選択を、これから長い目で見ますと、臨時でなければいけないという問題も、先のことも考えて安定して安全な給食を、子供たちに提供できる調理をするには、どうしたらいいのかを考えると、委託についても避けて通れない問題だと思います。個人的に思うのは、PTA や保護者云々というのは、次の段階で、委託についても検討されたいという、その辺のところでは如何かと思います。

委員長：よろしいでしょうか。

委員：第7回の時に誘導された感があるので、事務局から出てくる資料にはありますけれども、ここで意見が出ていないので、というのが納得できないというか。委員長さん、副委員長さんがそのようなお考えであるということならば。

副委員長：前回、委託のいろいろの問題があって、入札の方式やいろいろ出ましたよね。その話の中では、どのようにすればということを検討の課題にして、慎重にご協議いただけるようにと思います。

委員長：誠に政治家的というか、役人的というかの発想で申し訳ないですが、検討するということがよろしいでしょうかね。

委員：本来、調理員さんが休む時に栄養士さんが電話するということが、私はおかしいと思います。教育委員会で出来ないのかと思ったんですが。

事務局：出来ないことはないと思いますが、調理員さんのことをよく知っていて、だれがどの程度作業ができて、来ることができるのかについては、栄養士さんの方が分かっていると思います。栄養士さんの方に、事務局を通した方がいいのか、栄養士での方がいいのか、聞いていただければと思います。現状でどうなのか分かります。

委員：事務局にお願いしたいのは、やまやまなんですけど、来てもらい人には慣れた人にお願いしなければならぬし、自分の繋がりの中で、この人にお願いすると来てくれるとか、この人はちょっととか、ある意味、学校によって得意のところと、そうでない代替さんもいらっしゃるんで、私のところに来てくれない人もいるし、逆に、来てくれる人もいますよ。本当は、やってもらいたいんですが、朝 6 時に調理員さんから電話がかかってきて、休ませて下さいと言われて、それから 5 ~ 6 件電話するのは本当に大変なんです。できるのであれば、事務局にお願いしたいですけども、手間とか確実に確保できるのかを考えると、自分でやった方が確保ができるのかなと思います。

例えば、仁科台中学校で人が足りないという状況になった時に、学校は繋がっているんで、全体に影響が出てくるんです。実際に、他の学校の栄養士さんから 10 時ぐらいに電話がかかってきて、申し訳ないですが、先生の所から一人頂けないですか、という連絡があって、自分の学校を欠員にしてまでも、他の学校に代替さんを与えなければならないという、状況が起きているんです。この先、このような状況がずっと続くのかと思うと、うちの学校を欠員にしてまで、他の学校を何とかしてあげなければいけないということを考えると、学校全体でこのことを考えていかないと、という状況だと思います。たまたまその学校の栄養士さんが新人で、なれない調理員さんと一緒だったので、どうしても現場が回らないので何とかありませんか、という電話があったので、それじゃあ、うちの調理員さんに頑張ってもらおうので、一人いいよという形でやっています。自分の身を削ってまで、他の学校に代替を与えなければならない状況なので、そこを何とかしてもらわないと。

保育園の代替と兼務している人もたくさんいるので、取り合いになっていて、特に困るのは、けがをしたり、手術をして長期間、1 か月、2 か月休まれた場合には、そこに代替が全部持っていかれてしまうんです。実際にそのようなことがあって、市教委にも相談するんですが、フリーの調理員をずっと借りるわけにもいかないので、代替を見つけて対応しなければならなくて、とても大変でした。そういうような時は、どこの学校も重なって代替が必要になるんです。この状況がずっと続くと、うちの学校だけではなくて他の学校まで、安全な給食が提供できるのかと考えた時に、慌ててやっていると、調理員さん達も怪我したり、やけどしたり、事故が起こりますし、ちゃんとした人員を確保できるようにしてもらわないと。このことは切にお願いしたいと思います。

委員：先ほど副委員長がおっしゃったのは、人の委託ということですね。それをした場合に、直接栄養士さんが調理員さんに、直接指示できないということはないでしょうか。

副委員長：大町市外の場合にやったことがあるんですが、その様なことはないです。堀金の方にいた時に、別のところで調理をしなければならなかった時に、委託、配送の方の関係だったんですが、そのこのところに条件を付けるわけです。その条件に応じてくれる会社にといい様に、いろいろと人の関係も出てくると思いますが、そこら辺もきちんとしてやっています。

委員：ということは、調理業務を全部委託するということとは違うということですね。

副委員長：人ですね。人材派遣というか、会社から人を派遣していただいてという解釈であります。

委員：その場合は、八坂とは違うということですね。判りました。いろいろとあるということですね。

委員長：それでは、この文章のとおりで、ご承認をいただくということでもいいですか。

事務局：3番目のセンテンスを削った方がいいということですか。先ほど委員からご指摘いただきました、PTA や学校などの十分協議してということですが。

委員：検討されるのであれば、そこは削らないでということにさせていただきたいです。

委員長：それでは、そこも含めてまとめていただけますか。何か他にありますか。

委員：先ほどと同じように、専門の調理員という部分は、修正ということをお願いします。

事務局：はい、判りました。

委員長：他にございますか。それでは、よろしいでしょうか。

異議なし

委員長：それでは、後は放射能の関係ですね。

事務局：放射能の項目で、事前にお配りしたものがあると思います。給食を考える会から要望書を頂いて、その回答になります。こちらの方につきましては、11月17日に回答したんですが、産地の公開ですとか、汚染のない地域からの購入とか、その回答文書です。この委員会として、産地の公開や食材、購入などを含めてご意見を頂いて、それをまとめてというように考えておりますので、委員さんの方からご意見をいただければと思います。

委員長：事務局としては、お一人お一人からご意見を頂いてということですね。時間的にできますか。

事務局：その項目が最後なのですが、それがないとまとめとまらないので。予定では、その部分も本日も協議いただくことになっていたんですが、どうしましょう。できれば、お一人ずつご意見をいただきたいのですが。

委員長：重要なことなので、時間もかかります。上だけすっとなでるとということにはいきません。

事務局：それでは、これまでの予定では、委員会はあと1回の予定でしたが、回数を増やしていただいてお願いできればと思います。放射能関係は、重要な項目ですので。今までの項目については、本日の委員会で確認いただきましたので、まとめさせていただいて、放射能についてもう1度委員会を、ということをお願いしたいです。

委員長：放射能の項目だけでね。

事務局：そうしますと、あと1回でまとめてということでしたが、委員さんの方でご了承いただければ、その様にしたいと思います。

委員長：皆さん、如何ですか。深い議論をいただきには、時間的に難しいので、委員会の回数が増えることも仕方がないということで、皆さんのご了解が得られれば増やしたいと思います。よろしいでしょうか。

異議なし

委員長：ご了解いただきました。次回は、どうしましょう。

事務局：そうしますと、年内、12月の中旬以降に1回委員会を開催して、年を越してから1回と

いうことをお願いしたいのですが。

委員長：皆さんご予定は、いかがでしょう。12月26日の月曜日がよろしいようですが、いかがでしょう。

異議なし

委員長：それでは、12月26日の3時頃からお願いします。放射能関係が残っていますので、深いご協議をお願いします。

委員：お願いですが、これまでに検討してきているような現在の状況と基本方針というような形に、整理していただいて、それで協議を行う様をお願いします。

事務局：現状は事務局で書けるんですが、基本方針は委員さんから意見を頂かないとできませんので。事務局案を押し付けることでは、いけないと思いますので。

委員：第7回の委員会で、2週間以内に意見を出すことになっていましたよね。私も、2週間以内ではなくて昨日だったんですが、慌てて出したんですが、皆さん出してないということなので。

事務局：いただいたものも、市の回答に関するものだったので、学校給食に係る放射能に対してどうするのか、どう考えるのかということが意見として頂きたかったのですが。市の回答文書に対する意見ではなくて、食材はどうするのか、公表についてはどうか、ということで頂きたかったのですが。

委員：私はその会に入っているので、質問の7項目が私の考えということですが、他の方は、お考えをいただければ。2週間以内に出すはずでしたので、次回までに提出していただければ、議事もスムーズに進行すると思います。提出にあたっては、記名をお願いします。

事務局：それでは、事務局から返信用の封筒を入れて、放射能に関する意見を頂くように、今週中に発送したいと思います。返信していただいた意見をまとめて、次の委員会に出すようにしたいと思います。

委員長：それでは、その様をお願いいたします。

委員：それと、3月と6月に募集した意見についても、情報公開請求すると同じような形で資料提供をお願いします。

事務局：はい、手元にありますので、資料として提出いたします。

委員：判る人は名前を記名してお願いします。無記名で出す人はいないと思うので、封筒か FAX ですよね。

事務局：はい。

副委員長：大変お忙しい中、第8回の委員会ということでご検討いただきました。放射能に関しましては、次回、12月26日、3時からということで、事務局からご通知が行くと思います。大変中身の濃い、そして、まとめに近いご議論をいただきました。異常を持ちまして、第8回の町市学校給食あり方検討委員会を閉じたいと思います。ありがとうございました。